

令和7年4月から入院時の食事代が変更になります。

健康保険法施行令の改正により、令和7年4月1日から入院費の食事療養費の負担額が以下のとおりに変更になります。



入院時の食事療養の標準負担額（患者様負担分）			
所得区分		負担額	
70歳未満の患者様	70歳以上の患者様	令和7年3月31日以前	令和7年4月1日以降
区分ア	現役並みⅢ	1食490円 (1日3食 1,470円)	1食510円 (1日3食1,530円)
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食230円 (1日3食690円)	1食240円 (1日3食720円)
	低所得Ⅰ	1食110円 (1日3食330円)	1食110円 (1日3食330円)

※全医療機関共通の値上げ金額となります。